

III 基本指針に定める数値目標の設定（重点課題）

本計画では、国的基本指針を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定します。

国的基本指針の中では、重点課題として、①施設入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障害者の地域生活への移行、③福祉施設利用者の一般就労移行等、④福祉施設利用者の就労移行支援事業利用者数、⑤福祉施設利用者の就労継続支援（A型）事業利用者数の5項目について数値目標を設定するとしています。

第3期障害福祉計画では、②入院中の精神障害者の地域生活への移行の数値目標の設定については、都道府県が定めることとなりました。

根拠法令：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

1 施設入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者^②のうち、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標と平成26年度末における施設入所者数を設定します。地域生活移行を推進する一方、入所施設待機者や障害児施設における過年齢者など真に入所施設サービス^③が必要な障害者の入所も同時進行で進めます。

【数値目標の考え方】

(1) 目標値（地域生活移行者数）

第1期から第2期の計画期間では、事業所が新体系移行^①する際に新たにグループホーム・ケアホームを作り施設入所者が移行する例が多くみられました。平成23年度をもって新体系移行が終了し、グループホーム・ケアホームへの移行も安定することから、3割の地域生活移行は難しいと考えられます。今後は、平成23年8月末までの地域移行者32人と毎年度3人が地域生活移行するとして、平成17年10月時点入所施設サービス利用者数（203人）の2割が地域生活移行すると見込みます。

(2) 平成 26 年度入所者数（目標値）

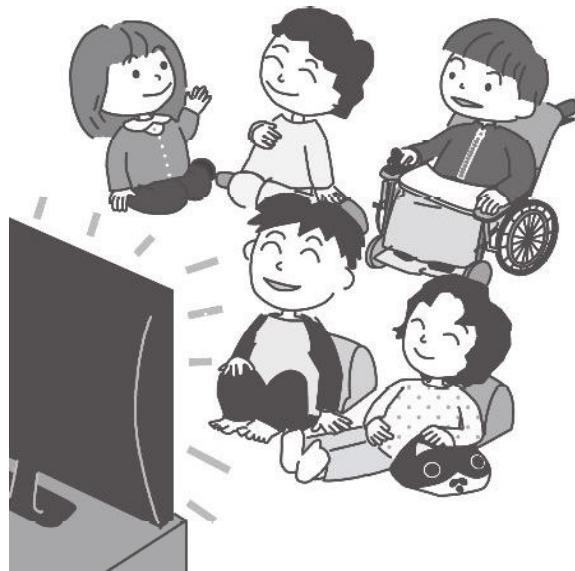
国の基本指針は、施設入所者(203 人)の 1 割(20 人)以上を削減としていますが、地域生活移行の一方、施設入所の希望者もいるため、実績減とはならないのが現状です。東京都は削減が困難であるとして平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数を今までの目標値としてきました。本区においても平成 26 年度入所者数（目標値）は平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数とします。

項目	数値	考え方
目標値（地域生活移行者数）	41 人	$32 \text{ 人} + (3 \text{ 人} \times 3 \text{ 年間}) = 41 \text{ 人}$
平成 17 年 10 月 1 日時点現入所者数	203 人	
平成 22 年度入所者数（実績数）	214 人	平成 23 年 3 月時点の利用者数。
平成 26 年度末入所者数（目標値）	203 人	

【国の基本指針】

- (1) 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数（203 人）の 3 割（61 人）以上が地域生活へ移行
- (2) 平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者（203 人）から 1 割（20 人）以上削減（183 人）

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除く。



2 福祉施設利用者の一般就労移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

【数値目標の考え方】

国の基本指針では、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成 17 年度の実績(1.7 人)の4倍(6.8 人 \approx 7 人)以上とすることを基本としています。

本区では、平成 17 年度に就労支援センターが開設され、平成 20 年度から平成 22 年度には平均して 10.3 人が一般就労に移行しました。平成 23 年度にすみだ障害者就労支援総合センターが開設することで実績が伸びることが見込まれるため、毎年度 2 人の増加を平成 26 年度における一般就労移行者数目標値として見込みます。

項目	数値	考え方
【現 在】 年間一般就労移行者数	1.7 人	平成 15~17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 : 5 人／3 年 \approx 1.7 人 (1 年当たり)
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	12 人	平成 26 年度において一般就労した人の数 $\diamond 7 \text{ 人} + 3 \text{ 人 (実績増分)} + 2 \text{ 人} = 12 \text{ 人}$

【国の基本指針】

- (1) 目標の設定に当たっては、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成 17 年度の実績(1.7 人)の4倍(6.8 人)以上とすることが望ましい。
- (2) 平成 26 年度末における福祉施設利用者(165 人)のうち、2 割(33 人)以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- (3) 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者(358 人)のうち、3 割(107 人)は就労継続支援(A 型)事業を利用することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。



3 就労移行支援事業利用者数

福祉施設の利用者のうち、一般就労を目指した訓練のため、就労移行支援事業を利用する者の数値目標を設定します。

【数値目標の考え方】

平成 23 年 3 月時点、本区では 307 人が法内事業所、通所授産施設^④等で福祉就労型のサービスを利用し、就労移行支援事業は 18 人が利用しています。平成 23 年度にすみだ障害者就労支援総合センターが開設し三障害を対象とした就労移行支援事業が実施されることから、今までの利用者（18 人）に新規施設利用者（20 人）、特別支援学校卒業生等の新規利用者（5 人）を平成 26 年度において就労移行支援事業を利用する者として見込みます。

項目	数値	考え方
【現在】 就労実現性の高い利用者数	165 人	50 歳未満の身体障害者・知的障害 4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	43 人	18 人 + 20 人 + 5 人 = 43 人 参考：就労実現性の高い利用者数 165 人 × 2 割 = 33 人

【国の基本指針】

- (1) 平成 26 年度末における福祉施設の利用者（165 人）のうち、2 割（33 人）以上の者が就労移行支援事業を利用するすることを基本とする。
- (2) 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者（358 人）のうち、3 割（107 人）は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とする。

※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

4 就労継続支援（A型）事業利用者数

福祉施設の利用者のうち、一般就労を目指した訓練のため、雇用契約を伴う就労継続支援（A 型）事業利用する者の数値目標を設定します。

【数値目標の考え方】

福祉就労型のサービス利用者や特別支援学校卒業生に雇用契約を伴う福祉的就労のニーズは増加すると考えられます。しかし、都内には事業所が少なく（32 事業所）区内にはありません。一方、区内には企業による特例子会社が数社あり、直接、一般就労へつながることも考えられます。これらの特性を考慮し、引き続き年間 10 人を目標値として見込みます。

項目	数値	考え方
就労継続支援事業利用者見込数	165 人	就労実現性の高い方（50 歳未満の身体障害者・知的障害 4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみ）
【目標値】 就労継続支援 A 型事業利用者数	10 人	就労継続支援事業利用者数全体から、墨田区の特性を考慮して定める。

【国の基本指針】

- (1) 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者（358 人）のうち、3 割（107 人）は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とする。

※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。